

独立行政法人国立美術館が達成すべき
業務運営に関する目標
(中期目標)

令和3年3月2日

(一部変更) 令和4年2月24日

(一部変更) 令和5年2月28日

文 部 科 学 省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1. <u>美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与</u>	2
(1) 多様な鑑賞機会の提供	2
(2) 美術創造活動の活性化の推進	4
(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上	4
(4) 教育普及活動の充実	5
(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信	6
(6) 快適な観覧環境の提供	6
2. <u>我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・活用・継承</u>	7
(1) 作品の収集	8
(2) 所蔵作品の保管・管理	8
(3) 所蔵作品の修理・修復	8
(4) 所蔵作品の貸与	9
3. <u>我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与</u>	9
(1) 国内外の美術館等との連携・協力等	10
(2) ナショナルセンターとしての人材育成	10
(3) 国内外の映画関係団体等との連携等	11
IV. 業務運営の効率化に関する事項	12
1. 業務運営の取組	12
2. 組織体制の見直し	12
3. 契約の点検・見直し	13
4. 共同調達等の取組の推進	13

5. 給与水準の適正化等	13
6. 情報通信技術を活用した業務の効率化	13
7. 予算執行の効率化	13
V. 財務内容の改善に関する事項	14
1. 自己収入の確保	14
2. 固定的経費の削減	14
3. 保有資産の処分	14
VI. その他業務運営に関する重要事項	14
1. 内部統制・ガバナンスの強化	14
2. 施設・設備に関する計画	15
3. 人事に関する計画	15
4. その他業務運営に関し必要な事項	15
(別添)	16

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

国立美術館中期（第5期）目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の使命>

国立美術館は、独立行政法人国立美術館法（平成11年12月22日法律第177号）第3条の目的に基づき、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化、国際的に評価される現代作家の支援を推進するなど多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。

<法人の現状と課題>

国立美術館は、我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量ともに充実したコレクションを形成・活用するため、美術館活動の基礎となる美術作品の収集・展示・保管・教育普及等に関する調査研究を行う専門性の高い人材を常に確保するための努力を継続していく必要がある。

これらの不断の努力により、我が国及び海外の美術作品の鑑賞機会を国民に提供するとともに、海外に向けて発信することが可能となり、文化観光振興にも寄与することができる。

国立美術館の現状は、組織の基盤となる職員数が少なく、作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材並びに全国の美術館を支えるとともに、国際的なネットワークを構築していくための専門性の高い人材の確保が必要となっている。また、年々増加する所蔵作品等に対して収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化が進行しており、適切な措置が必要となっている。

＜政策を取り巻く環境の変化＞

「文化芸術基本法」（平成 13 年法律第 148 号）が平成 29 年 6 月に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、国立美術館にも法の基本理念（同法第 2 条）の実現に寄与し、我が国における文化と経済の好循環を支える中心的な役割を果たすことが求められている。

また、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和 2 年法律第 18 号）が制定され、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、文化資源の積極的な活用を図り、国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かり易く紹介することで、我が国の文化観光に資することが求められている。

その一方、国立美術館における収蔵庫等保管施設の狭隘化は刻々と進行しており計画的な対策が必要であるとともに、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の価値観が変化している中、美術館の運営については、国内外の感染状況を十分見極めた上で適切な対策を講ずるとともに、既に評価の高い海外の作家作品や美術館収蔵品により大量動員を図る展覧会の実現方法の抜本的な見直しをはじめ、「新しい生活様式」に対応した展覧事業や学習支援など、新しい美術館のあり方を確立していくことが必要とされている。

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与

（事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成）

国立美術館は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められる。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化、我が国現代作家の国際的な評価を高めることに資する活動の推進などに積極的に取り組む必要がある。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた展覧会実現方法の抜本的な見直しや学習支援方法の改善等、新しい美術館のあり方を確立していくための取組が必要とされる。

（1）多様な鑑賞機会の提供

国立美術館は、美術振興の中心的拠点として、学術的意義、国民の関心、国際文化交流の推進等に配慮しつつ、質の高い展覧会を開催することで国内外の幅広い人々に多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を提供するものとする。

展覧会の実施に当たっては、次の点にも配慮するものとする。

- (イ) 国家的規模で行う主導的な展覧会の実施
- (ロ) 全国の美術館に方向性を示す先導的な展覧会の実施
- (ハ) 新しい芸術表現を取り入れた先端的な展覧会の実施
- (ニ) 我が国発の美術作家や美術動向を国際的な美術動向に位置付ける展覧会の実施
- (ホ) 我が国に所在する美術作品（国立美術館所蔵に限らない）をナショナルコレクションとして積極的に活用し、国内美術館の活性化に資する企画展の実施

開催する展覧会は、上記の点を踏まえ、開催目的、期待する成果、学術的意義等を明確にするとともに、新しい切り口や研究成果を活用した展示、より一層の調査研究、関連資料の充実、展示説明資料の工夫、批評の充実・翻訳等を含む展覧会カタログの充実等による所蔵作品等の新たな魅力の創出、国民の潜在的なニーズの把握、地域との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組むものとする。

地方巡回展については、地域における鑑賞機会の充実のため、受け入れ側と積極的に連携し、また受け入れ側の要望を十分に踏まえつつ、国立美術館としての機能を生かした魅力ある展覧会の実現を図るとともに、地方美術館の活動を支援し、全体の底上げを図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った上映展示機能の充実を図るものとする。

【指標】

・所蔵作品展及び企画展並びに国立映画アーカイブの上映会・展覧会の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。

（参考）前中期目標期間実績平均（見込評価時点）

所蔵作品展 76.3%、企画展 85.8%、国立映画アーカイブ 上映会 90.9%、国立映画アーカイブ 展覧会 92.9%（平成28年度～令和元年度）

・国立美術館巡回展の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。

・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。

【関連指標】

- ・所蔵作品展及び企画展の入館者数
- ・国立映画アーカイブの上映会及び展覧会の入館者数
- ・国立美術館巡回展の入館者数／巡回先美術館数
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の入館者数

(2) 美術創造活動の活性化の推進

国立新美術館（国立アートセンター）は、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、国が顕彰・育成してきた芸術家のための発表機会の提供、新しい美術の動向や現代作家を積極的に紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援し、我が国の美術創造活動の活性化を推進するものとする。

なお、国立新美術館（国立アートセンター）を国際発信拠点として機能させる観点から、予約の在り方を含め、その運用を見直すものとする。

【指標】

・国立新美術館（国立アートセンター）の公募展示室の予約率は、展覧会の国際的な評価の向上を図りつつ 100%を目指すものとする。

（参考）予約率 99.5%（平成 28 年度～令和元年度実績平均）

【関連指標】

- ・国立新美術館（国立アートセンター）における全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供に係る取組状況。（公募展団体数）
- ・公募展示室における展覧会毎の入場者数
- ・展覧会毎の批評・レビューの状況（掲載数および掲載媒体数）
- ・新聞社・テレビ局・公募展以外の主体への展示室貸し出し件数
- ・企画展示室において現代作家を採り上げた展覧会の実施回数および採り上げた作家の人数
- ・国が顕彰・育成してきた芸術家の展覧会の実施件数

(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上

国民の美術に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するため、最新の科学技術・情報通信技術を活用しつつ、国立美術館に関する情報及び国内美術館に関する情報の公開・発信を積極的に進めるとともに、関係機関と連携し国内外の美術に関する情報（国内外の美術市場動向や国内に所在する美術作品・美術関係資料に関する状況を含む）を収集・提供し、美術に関する情報拠点としての機能を強化するものとする。

その際、現在、機能が分散している東京国立近代美術館アートライブラリと国立新美術館アートライブラリーを統合再編し、利用者の利便性向上を図るものとする。

日本・アジアにおいては西洋美術の、世界においては日本近現代美術の研究の中心となることを目指し、所蔵する作品・資料をデータベース化して国内外に発信するとともに、関連資料を積極的に受け入れるための収集方針について検討するものとする。

全国美術館収蔵品サーチやメディア芸術データベースの運営については、我が国美術の総合的な情報拠点機能として、着実に取組を進めるものとする。

我が国現代美術やメディア芸術の国際発信の推進、現存作家の国際発信支援等について、我が国作家・作品の国際的な評価の更なる向上に向けた取組を戦略的に実施するものとする。

【指標】

- ・ホームページアクセス件数の合計は、前中期目標期間の実績以上とする。
 - ・デジタル化した所蔵作品データの公開率（画像データ）は、前中期目標期間の実績以上とする。
 - ・デジタル化した所蔵作品データの公開率（テキストデータ）は、前中期目標期間の実績以上とする。
 - ・アートライブラリーの利用者数（オンライン利用含む）
 - ・現代美術やメディア芸術の国際展等へ出展・参加する作家等に対する支援等の件数は、27件程度とする。
 - ・美術に関する重要な文献の翻訳・国際発信件数は、40件程度とする。
 - ・全国美術館収蔵品サーチへの登録件数は、30館、85,000件程度とする。
 - ・メディア芸術データベースの登録件数は、60,000件程度とする。
- （参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・ホームページアクセス件数 203,455,729件（平成28年度～令和元年度実績総数）
 - ・デジタル化した所蔵作品データの公開率（画像データ）54%（令和元年度末実績）
 - ・デジタル化した所蔵作品データの公開率（テキストデータ）100%（令和元年度末実績）

【関連指標】

- ・国際アートフェスティバルへの出展等、メディア芸術作品等の国際発信に向けた取組件数

（４）教育普及活動の充実

美術作品や作家についての理解を深め、鑑賞者の芸術に対する感性の涵養に資するよう、国立美術館における美術教育に関する調査研究の成果を踏まえたギャラリートーク、ワークショップ等に取り組むものとする。

学校や社会教育施設等の様々な機関との連携により、国内外の幅広い人々を対象とした多様な学習機会を提供するものとする。

ボランティアや支援団体との協力、ICT の活用により、国内美術館全体の教育普及に係る取組の充実を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った教育普及事業の充実を図るものとする。

【指標】

- ・講演会等のイベントの満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。
- ・教材化された素材の活用件数

【関連指標】

- ・教育普及事業参加者数

(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信

国立美術館の活動は調査研究の成果に基づき実施されるものであることを踏まえ、美術作品の収集・展示・保管、教育普及活動その他の美術館活動を行うために必要な調査研究の内容については年度計画等に定めた上で国内外の美術館等と連携しながら計画的に行い、その成果を国立美術館の業務の充実等に生かすとともに、多様な方法により積極的に公開するものとする。

【指標】

- ・調査研究活動の成果に基づき、所蔵作品展において、前中期目標期間実績程度の展示替えを実施する。

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点) 86 回 (平成 28 年度～令和元年度)

【関連指標】

- ・調査研究活動の成果の多様な方法による公開に係る取組状況。(調査研究成果の公開方法・公開件数)
- ・映画のデジタル保存・活用等に関する調査研究の取組状況 (調査研究の取組件数)

(6) 快適な観覧環境の提供

国民に親しまれる美術館を目指し、入館者の立場に立った観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行い、入館者の期待に応えるものとする。

高齢者、障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な観覧環境を形成するものとするとともに、我が国の文化や魅力を世界に示すため、各施設のサインや作品解説等の多言語化に向けた取組を推進するものとする。

また、入場料金及び開館時間の弾力化など、利用者の要望や利用形態等を踏まえた管理運営を行うとともに、ミュージアムショップやレストラン等のサービスの充実を図るものとする。

【指標】

・快適な観覧環境の提供に係る取組状況。(入館者に対する満足度調査の「良い」以上の回答率を、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。)

(参考) 前中期目標期間実績平均(見込評価時点) 81.5%(平成28年度～令和元年度)

【関連指標】

・サインや作品解説等の多言語化に向けた取組件数。

〈目標水準の考え方〉

多様な鑑賞機会の提供、美術創造の活動の活性化の推進等に係る目標値の設定に当たっては、各項目記載のとおり目標値を設定するものとする。

なお、国立美術館巡回展、国立映画アーカイブ優秀映画鑑賞推進事業、および講演会等のイベントに関する満足度について8割程度の「良い」以上の回答を高評価とする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

2 我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・活用・継承

(事前分析表 施策目標12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成)

国立美術館は、我が国唯一の国立の美術館として、我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、海外の主要な美術館と交流するとともに、これらの貴重な国民的財産を適切に保存・管理し、確実に後世に伝え、継承していくことが必要である。このため、国立美術館は、コレクションの充実を図るとともに、作品の保管環境の改善を進めるものとする。

【困難度：高】

・保管環境等の改善等に係る取組については、国立美術館のみの取組では限界があり、所蔵作品の有効活用の観点からも、地方自治体や関係機関等の連携・協力を更に推進する必要があるため。

(1) 作品の収集

美術作品の動向に関する情報収集能力と収集の機動性を高めるとともに、国立美術館の役割に即した法人としての収集方針を定め、明らかにするとともに、これに基づき、購入の可否、価格の妥当性等について検討しつつ、適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の充実を図るものとする。

あわせて、各館の収蔵品の重複状況等を確認し、他館への長期貸与等より積極的な活用を進めるものとする。

加えて、将来の国民の資産となる国際的に質の高いコレクションを形成していく観点から、海外美術館のコレクション活動の状況や現在の市場動向等の調査に基づく客観的情報による、国内外の有望作家の代表作の同時代購入に取り組み、将来的に世界の美術史に残る重要作品の確保を図るものとする。

【指標】

- ・所蔵作品の収集に係る取組状況。
(美術作品購入点数、美術作品寄贈点数、美術作品年度末所蔵作品数)
- ・所蔵作品整理に係る取組状況 (レジストラー等の専門的職員の充当人数)
- ・国立各館間での管理換及び長期貸与の件数

(2) 所蔵作品の保管・管理

所蔵作品及び資料全体を適切に保存管理し、確実に後世へ継承するため、外部倉庫の活用、地方自治体や関係機関との協議、既存の収蔵庫等保管施設の改修等を進め、保管環境の一層の改善を図る。

平成31年3月に策定した「収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化対応に係る方針」に基づき、ナショナルセンターとして担う役割にふさわしい機能を有する新たな収蔵施設の設置を目指すものとする。

【指標】

- ・保管環境等の改善等に係る取組状況。
(各館の収蔵庫の収納率。)

(3) 所蔵作品の修理・修復

所蔵作品についての修理、修復の計画的実施により適切な保存・管理を行い、展示等に供するとともに適切に後世へ継承するものとする。

【指標】

- ・所蔵作品についての修理、修復に係る取組状況。(所蔵作品の修理・修復数)

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)

所蔵作品の修理・修復実績総数 1,439 点 (平成 28 年度～令和元年度)

(4) 所蔵作品の貸与

全国の美術館等への所蔵作品の貸与については、所蔵作品の展示計画、作品保存等に十分配慮しつつ、可能な限り積極的に取り組むものとする。

【指標】

- ・所蔵作品の貸与に係る取組状況。(所蔵作品の貸与件数)

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)

所蔵作品の貸与総件数 674 件 4,702 点 (平成 28 年度～令和元年度)

【関連指標】

- ・所蔵品の活用割合 (展示、貸与及び特別観覧の合計の所蔵品と寄託品の合計に占める割合)
- ・国立美術館所蔵作品の国内外美術館への長期貸与契約件数

〈目標水準の考え方〉

ナショナルコレクションの形成・継承は、作品の所有者や地方自治体、関係機関の意向等を踏まえて実施する必要があることなどから定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては第 4 期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設の改修や使用の制限、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与 (事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成)

国立美術館は、我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、海外の主要な近現代美術関係機関の動向や美術に関する国内外の市場動向に関する情報を含めた情報の収集・整理を行い、国内外に発信するとともに、国内美術館や美術関係者、海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際交流を推進するなど、美術振興のナショナルセンターとして、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要である。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた交流事業や連携事業等、新しい美術館のあり方を確立するための取組を推進するものとする。

(1) 国内外の美術館等との連携・協力等

国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者の交流等を行うとともに、国際的な人的ネットワークの構築を図り、我が国における美術館の国際的な拠点となることを目指すものとする。

国内外の美術館等における修理・保存処理の充実に寄与するものとする。

全国の美術館等の運営に対する援助、助言を行うとともに、関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等を図るものとする。

【指標】

- ・国立美術館巡回展の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。
- ・国内外美術関係者向けワークショップへの国外からの参加者数は、30名程度とする。

【関連指標】

- ・国立美術館巡回展の事業数及び会場数
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の実施回数
- ・国立美術館巡回展の入館者数
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の入館者数
- ・国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者との交流等に係る取組状況。
(所蔵作品等に関するセミナー・シンポジウムの開催回数、国内外の研究者の招へい等に基づくセミナー・シンポジウムの開催回数。)

(2) ナショナルセンターとしての人材育成

未就学児を持つ家庭、小中高校大学生、若年層、高齢者等、全世代を対象とするのみならず、民族的、性的マイノリティ、障害を持つ方々、経済的・社会的に美術館から疎外されがちな人々等、すべての人々のための美術教育・参加促進の一翼を担うナショナルセンターとして、モデル的な教材の開発や教員、学芸員等の資質向上のための研修等を重点的に実施するものとする。

大学の美術館・博物館等の教育機関等と積極的に提携しながら、今後の美術館活動を担う中核的な人材の育成を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、優れた日本映画作品等の保存・継承のために、映画フィルム保存技術者や映写技術者等、映画保存のニーズに対応した人材の育成を図るものとする。

【指標】

・指導者研修参加者に対する満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を前中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間実績平均(見込評価時点) 98.8% (平成28年度～令和元年度)

【関連指標】

・指導者研修実施回数
・今後の美術館活動を担う中核的な人材や映画保存のニーズに対応した人材の育成に係る取組状況(インターンシップ受入人数、キュレーター研修受入人数)

(3) 国内外の映画関係団体等との連携等

国立映画アーカイブにおいては、映画・映像作品の収集・保管等を推進するものとする。

国際的に我が国を代表する映画文化振興の中核となる総合的な機関として、国内外の映画関係団体等との連絡を密接に図り、その連携・調整について役割を果たすものとする。

国立映画アーカイブには、プログラムディレクター・プログラムオフィサーを配置し、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)におけるアーツカウンシル機能(助成金の交付における専門家による助言、審査、評価等)と連携体制を構築することにより、我が国の映画助成システムの改善等に継続的に協力するものとする。

非フィルム資料のアーカイブ化に関する取組について、歴史的・文化的価値のある非フィルム資料が散逸・消失することがないよう現状の把握に積極的に取り組むとともに、資料の保存・活用に向けた取組を着実に進めるものとする。

ロケーションデータベースの運営について、全国のフィルムコミッションと連携・協力し、国内の映画撮影・創造活動の促進を図るための取組を着実に進めるものとする。

また、国立アトリサーチセンターの設置に伴い、これまで文化庁が進めてきた施策も踏まえつつ、国立映画アーカイブにおける情報発信や人材育成等、映画文化振興の中核的拠点としての機能強化に取り組むものとする。その際、オンライン配信を含めた情報発信の在り方について検討するものとする。

【指標】

・映画・映像作品の収集・保管に係る取組状況。(映画フィルム購入本数、映画フィルム寄贈本数、映画フィルム年度末所蔵本数、所蔵フィルム検索システムにおける新規公開件数、所蔵フィルム検索システムにおける累計公開件数)

・国内外の映画関係団体等との連携・調整に係る取組状況。(「全国映画資料館録」更新版を中期目標期間中に刊行する。)

以上の指標については、第4期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

・ロケーションデータベースの登録件数は、1,700件程度とする。

- ・ロケーションデータベースの利用者数は、839,000人程度とする。

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)

- ・映画フィルム購入 679 本 (平成 28 年度～令和元年度)
- ・映画フィルム寄贈 4,298 本 (平成 28 年度～令和元年度)
- ・映画フィルム所蔵 83,109 本 (令和元年度末)
- ・所蔵フィルム検索システムにおける新規公開 514 件 (平成 28 年度～令和元年度)
- ・所蔵フィルム検索システムにおける累計公開 7,654 件 (令和元年度末)
- ・「全国映画資料館録」更新版刊行 (平成 28 年度～令和元年度)

【関連指標】

- ・振興会におけるアーツカウンシル機能との連携を通じて実施したプログラムディレクター・プログラムオフィサーと映画製作団体等との意見交換会の件数
- ・非フィルム資料のアーカイブ化の取組における成果に基づき実施した展示等の回数

〈目標水準の考え方〉

美術館活動全体の活性化への寄与に係る目標値の設定に当たっては、各項目記載のとおり目標値を設定するものとする。

なお、定量的な目標を定めることができない指標の達成水準としては、第4期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、関係する地方自治体の体制、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営の取組

運営費交付金を充当して行う事業については、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間の最終年度において、令和2年度比5%以上の効率化を図る。ただし、美術作品購入費等及び特殊要因経費、新たに追加される業務はその対象としない。また、人件費については5項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

2 組織体制の見直し

独立行政法人の組織ガバナンス強化の観点から、本部体制の強化を進める。この観点から、本部事務局と東京国立近代美術館の事務局間での職員の併任を解除(専任化)する。事務局

人員体制については、法人内のリソース再配分の観点で検討を行う。また、全体運営力強化のため、外部専門人材を登用した経営企画チームを理事長直下に配置することを検討する。

独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かし、より一層のサービス向上を実現するため、渉外、広報機能の強化、ICTへの対応の強化等、組織・体制の強化を図るとともに、国立新美術館（国立アートセンター）の国際発信拠点としての機能強化を進めることを含め、法人各館の役割の見直しを図るものとする。

3 契約の点検・見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進するとともに、外部委託の活用等により、定型的な管理・運營業務の効率化を図るものとする。

4 共同調達等の取組の推進

周辺の機関と連携し、コピー用紙等の消耗品や役務について、共同して調達する取組を年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進めるものとする。

5 給与水準の適正化等

給与水準については、公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ、国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分に考慮して、検証したうえで、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

6 情報通信技術を活用した業務の効率化

法人内の情報システムネットワークの一元化を基盤として、TV会議システム、グループウェア等の活用による効率化を進めるものとする。

VPN（バーチャル・プライベート・ネットワーク）バックアップ回線を増強するなどバックアップ・インフラの増強を進めるものとする。

所蔵作品情報の公開の円滑化を図るため各館のローカルシステムと独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システムとの効率的オンライン化の検討を進めるものとする。

7 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

V 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図るものとする。

1 自己収入の確保

「新しい生活様式」を踏まえた事業展開に伴う収益の獲得やクラウドファンディングを活用した資金獲得など、自己収入の確保を図るものとする。とりわけ、展示会等の企画・実施に向けて、企業等から寄附に加えて投資的な資金収入の確保を推進する。

自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めるものとする。

2 固定的経費の削減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図るものとする。

3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うものとする。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制・ガバナンスの強化

法令等を遵守し、有効かつ効率的に業務を遂行するため、業務の特殊性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討するとともに、理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、法人の運営方針等を役職員に浸透させるなど、適切な業務運営に努めるものとする。その際、既存の各館の枠を超えた、法人全体としてのモチベーション・使命感を向上できる取組を推進する。

業務運営全般について、独立行政法人全体として一貫した方針の下での運営を実現し、外部有識者を含めて「国の行政の業務改革に関する取組方針」を踏まえた評価を行うとともに、より望ましい運営方法について検討を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。

情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、適切な整備及び管理を行う。

保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進するなど、責任ある体制を構築するために必要な措置をとるものとする。

情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むものとする。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るものとする。

内部統制・ガバナンスの強化に係る取組状況及びそれらが有効に機能しているか等については内部監査、監事監査等において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。また、業務運営全般については、外部有識者を含めて評価を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。

2 施設・設備に関する計画

安全かつ良好な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応するため、関係機関と連携しながら長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成するものとする。

3 人事に関する計画

作品の保存・継承や教育普及、渉外・広報、国際対応及びデジタル、マネジメント、法務、社会連携分野等の専門人材等の確保、学芸部門を含めた職員のキャリアパス像の設定と能力開発・業績確認等育成方針等の策定を行い、適切な人材確保・育成を進めるものとする。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かした制度を活用し、専門職人材の兼業や外部人材の登用、有期雇用職員の常勤職員への転換等、職員の多様化を推進するものとする。

4 その他業務運営に関し必要な事項

国立アトリサーチセンターの設置に伴い、日本美術及び国内美術館の振興と我が国の美術における国際拠点化を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や文化観光振興等に寄与する。

また、昨今のアート分野・美術館界を取り巻く環境変化の速さに鑑み、適時適切に社会的要請に応えられるよう、中期目標管理法人の有識者会合（文化庁次長設置）による国立美術館の業務運営や活動全般の確認結果も踏まえ、望ましい対応の方向性を検討するものとする。

なお、「文化と経済の好循環を実現する文化芸術活動の「創造的循環」（令和4年3月31日文化審議会文化経済部会）等を踏まえ、メディア芸術(映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術)、デザイン、建築、ファッション等の現代日本を表す文化芸術領域全般の振興に向けた取組を進める。

(別添) 独立行政法人国立美術館に係る政策体系図

文化芸術基本法

国の政策：文化芸術推進基本計画（第1期）

【今後の文化芸術政策の目指すべき姿】

- ◎次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供
- ◎文化芸術に効果的投資が行われイノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じ国家ブランド形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成
- ◎あらゆる人々が文化芸術を通して社会参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成
- ◎地域文化芸術を推進するプラットフォームが全国に形成され、多様な人材や文化芸術団体等が連携・協働し持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成

【今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性】

- ①文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- ②文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- ③国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- ④多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- ⑤地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

第5期中期目標期間における国立美術館のミッション

美術振興の中心的拠点として「文化芸術の「多様な価値」を活かした未来づくり」に貢献

- ①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化、国際的に評価される現代作家の支援の推進など多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努める
- ②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していく
- ③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進する
- ④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs(持続可能な開発目標)の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与する

独立行政法人国立美術館（国立美術館）の使命等と目標との関係

（使命）

我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化、国際的に評価される現代作家の支援を推進するなど多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs(持続可能な開発目標)の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。

（現状・課題）

◆課題

- ・我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量ともに充実したコレクションを形成するため、美術館活動の基礎となる美術作品の収集・展示・保管・教育普及等に関する調査研究を行う国際的かつ専門性の高い研究人材の確保。
- ・様々な美術作品の鑑賞機会の提供、コレクション展の充実。
- ・組織の基盤が脆弱(学芸系、事務系ともに)。
- ・作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材並びに全国の美術館の活動を支えるとともに、国際的なネットワークの構築を担う専門性の高い人材の確保。
- ・収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化への、適切な措置。

（環境変化）

- 「文化芸術基本法」が改正され、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することおよび我が国における文化と経済の好循環を支える中心的な役割を果たすことが求められている。
- 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、文化資源の積極的な活用を図り、文化観光に資することが求められている。
- 収蔵庫等保管施設の狭隘化が刻々と進行しており計画的な対策が必要。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、既に評価の高い海外有名作家や海外美術館収蔵品による大量動員を図る展覧会の実現方法の抜本的な見直しをはじめ、「新しい生活様式」に対応した、新しい美術館の在り方の確立が必要。

（中期目標）

- 「国立アトリサーチセンター」を設置し、我が国の美術館全体の底上げと我が国におけるアートの持続的な振興を目指す。
 - ・国内美術館と連携し、所蔵作品や美術資料等の情報集約やデジタル化を進め、国内外に発信するとともに美術作品・美術資料活用に係る国内美術館のハブとなる。
 - ・日本美術の国際的な価値の向上に資するための情報発信拠点として、国際的なネットワークの構築、効果的な情報発信を推進する。特に、現代作家の支援に資する活動を戦略的に推進し、国際的な評価を高めることに注力する。
 - ・アートの力で社会に貢献すべく、ラーニングに関する調査・研究・実践を行うとともに、教育・医療・福祉・ビジネス・観光などとの多様な社会連携の推進により、アートの社会的価値の向上を目指す。
- after(with)コロナ時代における社会情勢の変化に対応するため、オンラインやソーシャルメディア等を活用したコンテンツの更なる充実や活用を推進し、新しい美術館の在り方を示す。
- 収蔵庫等保管施設の狭隘化解消のため、関係機関等との協議を進め、保管環境の一層の改善を図る。